

農業委員会総会議事録

第12回農業委員会

1. 開会日時 令和7年3月28日（金）午前9時30分
2. 閉会日時 令和7年3月28日（金）午前10時26分
3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室2

4. 出席者

委員（全7人中7人出席）

出席者

- 1 番 柴田賢一
- 2 番 秋田秀機
- 3 番 秋田秀春
- 4 番 池山春雄
- 5 番 大野和彦
- 6 番 坪井宏見
- 7 番 大口悦美

欠席者

なし

事務局 3名

事務局長	江崎 建設課長
事務局員	富田 土木・農政グループ長
事務局員	岡島 主事

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
 - (1) 農地法第5条許可申請について
 - (2) 農地法第5条許可申請について
 - (3) 農地法第5条許可申請について
 - (4) 農地法第5条許可申請について
 - (5) 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
- ⑤ 報告事項
 - (1) 農地法第3条届出受理状況について
 - (2) 農地法第4条届出受理状況について
 - (3) 農地法第5条届出受理状況について
- ⑥ その他
 - (1) 豊山町レジャー農園について
 - (2) 令和6年度最適化活動記録について

6. 配布資料

- ①資料1 農地法第5条許可申請について
- ②資料2 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
- ③資料3 農地法第3条届出受理状況について
- ④資料4 農地法第4条届出受理状況について
- ⑤資料5 農地法第5条届出受理状況について

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、只今より令和6年度第12回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したものと資料は事前に配布したものと豊山町レジャー農園（若宮農園）について、令和7年度最適化活動記録簿であります。よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

【会長あいさつ】

秋田会長

おはようございます。足元の悪い中、参集いただきありがとうございます。ようやく桜の花が咲き始めました。あとひと月ほどで農業用水が流れ始めることから、皆さん忙しくなるかと思います。

先日の農業新聞にジャンボタニシの記事が掲載されておりました。私の耕作する水田においても最近までジャンボタニシが発生していなかった水田にも現れるようになり、稲の植え付け後に壊滅的な被害を受けることがありました。薬により被害を抑えることもできるため、対策をしていく必要があると思います。

本日は、議案5件、報告事項3件、その他事項2件であります。よろしく願いいたします。

【出席人数確認】

秋田会長

それでは、総会に入ります。まず出席者ですが、農業委員7名中出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

秋田会長

議事録署名者を指名いたします。

1番 柴田賢一委員と3番 秋田秀春委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

【議 案】

秋田会長

本日の議案は5件です。それでは、議案第22号 農地法第5条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第２２号 農地法第５条許可申請について、ご説明します。

【資料１ 農地法第５条許可申請書について、議案書を朗読】

秋田会長

議案第２２号 農地法第５条許可申請についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第２２号 農地法第５条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

続いて、議案第２３号 農地法第５条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料１ 議案第２３号 「農地法第５条許可申請について」をご説明申し上げます。

【資料１ 農地法第５条許可申請書について、議案書を朗読】

秋田会長

議案第 2 3 号 農地法第 5 条許可申請についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第 2 3 号 農地法第 5 条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

続いて、議案第 2 4 号 農地法第 5 条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料 1 議案第 2 4 号 「農地法第 5 条許可申請について」をご説明申し上げます。

【資料 1 農地法第 5 条許可申請書について、議案書を朗読】

秋田会長

議案第 2 4 号 農地法第 5 条許可申請についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第24号 農地法第5条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

続いて、議案第25号 農地法第5条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料1 議案第25号 「農地法第5条許可申請について」をご説明申し上げます。

【資料1 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

秋田会長

議案第25号 農地法第5条許可申請についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

農地区分判定図の色分けについて教えてください。

事務局

判定図の赤部分が申請地となります。薄緑色部分が農地、茶部分が転用等により農地以外の地目の土地になります。

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第 25 号 農地法第 5 条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

続いて、議案第 26 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料 2 議案第 26 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明申し上げます。

【議案第 26 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について朗読】

秋田会長

議案第 26 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第 26 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局案に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成と認めます。

以上で議案を終わります。

【報告事項】

秋田会長

それでは、報告事項の農地法第3条、第4条、第5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それではまず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料3 農地法第3条届出受理状況朗読】

次に農地法第4条の届出受理状況について、説明します。4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料4 農地法第4条届出受理状況朗読】

最後に、農地法第5条の届出受理状況について、説明します。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料5 農地法第5条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

秋田会長

農地法第3条、第4条、第5条の届出受理状況についての報告が

終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

秋田会長

農地法 3 条届出の届出地について質問します。届出地には、建物が建築されていたと思います。届出面積に建物の建築面積は、含まれていますか。

事務局

届出地の地目が農地であることから、建物建築部分を含めて届出を受理しています。

B 委員

農地法 3 条届出の届出者について質問します。持分についての記載がありますが、どのような届出なのでしょう。

事務局

本案件の届出地が共有となっており、持分がそれぞれの共有者に設定されています。そのうちの共有者が亡くなったことで相続が発生し、権利移動した持分についての届出が本案件となります。

C 委員

届出の件数や面積について統計データを取り、公表はされていますか。また、今回のように共有地の場合には、統計データへの反映は内容が被らないようにしていますか。

事務局

統計データは、議事録と一緒に豊山町のホームページに掲載しています。共有地に係る統計データへの反映方法については、検討させていただきます。

C 委員

農地法第 5 条許可申請について質問します。今回、同じ申請者から 2 件の申請がありましたが、どの様な取扱いですか。

事務局

申請者が同じであります。申請書を分けて提出された場合には、申請書ごとに議案を分けさせていただいています。

秋田会長

質問ありませんので報告事項の農地法第 3 条、第 4 条、第 5 条届出受理状況についての報告を終了します。

【その他】

秋田会長

続いて、その他について 事務局からありますか。

事務局長

はい、令和 7 年度から開設予定の豊山町レジャー農園について、ご説明いたします。

【豊山町レジャー農園について朗読】

次に、本日お持ちいただくようにご依頼いたしました令和 6 年度最適化活動記録について回収させていただきたいと思います。

【令和 6 年度最適化活動記録を回収】

【閉 会】

秋田会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和7年4月28日（月）午前9：30開始

場所：役場3階 会議室3

資料：4月16日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前10時26分終了)

9. 農地転用件数

2月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	3	237.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	144.00	青山		届出	5	4,558.00
		1	2,038.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	5	3,534.51
		2	2,320.51	豊場				
5条	許可	4	1,043.00	青山	5条	許可	8	3,632.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	3	732.00
		1	419.00	豊場				

※ 累計については令和7年1月～令和7年12月（再申請分を含む）

議事録署名人 （会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政グループの窓口で縦覧することができます。